

大分県地域防災計画修正案 新旧対照表

<p>事故等災害対策編</p>	<p>第3部 共通する災害応急対策.....P 1 第4部 共通する災害復旧・復興.....P 11 第5部 各種災害対策.....P 14</p>
-----------------	--

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

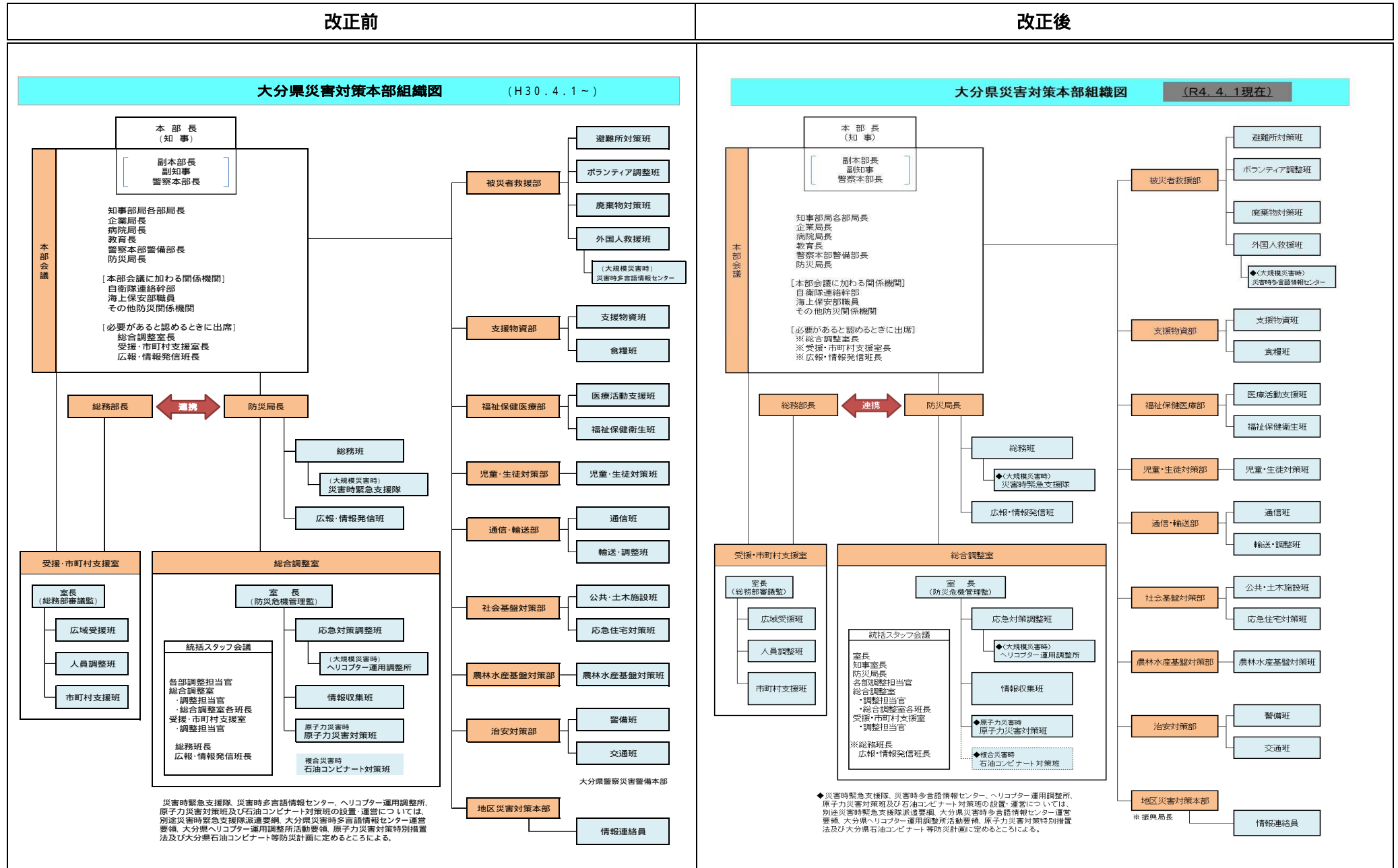
第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>第1章 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>災害による県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、災害の警戒期から災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時における県の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(二)</p> <p>(略)</p> <p>f. 各部の主な事務処理</p> <p>(略)</p> <p>【福祉保健医療部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の確立 災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DCAT)等の派遣 <p>(略)</p>	<p>第1章 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>災害による県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、災害の警戒期から災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時における県の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>(二)</p> <p>(略)</p> <p>f. 各部の主な事務処理</p> <p>(略)</p> <p>【福祉保健医療部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の確立 災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)等の派遣 <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策



大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>5 九州地方整備局関係災害対策組織 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部 (略) □ 組織</p> <p>(略) 二 連絡窓口</p>	<p>5 九州地方整備局関係災害対策組織 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部 (略) □ 組織</p> <p>(略) 二 連絡窓口</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>総合調整班（防災課）</p> <p>（略）</p> <p>10 九州旅客鉄道（株）大分支社災害対策本部</p> <p>（1）設置の基準 <u>災害を防止し、又は迅速な発災時の災害復旧を図るため、必要により災害対策本部を設ける。</u></p> <p>（2）組織</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 本部長 （支社長） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 本部員 （各課長） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 本部付 （各課員） </div> </div> <p>（3）設置場所 大分支社内</p> <p>第3節 通信連絡手段の確保</p> <p>（略）</p> <p>県本庁内の通信連絡手段の確保</p> <p>（略）</p> <p>防災関係機関の保有する通信機能の確認＜通信・輸送部通信班＞</p> <p>（略）</p> <p>被災地における通信連絡手段の確保＜通信・輸送部通信班＞</p> <p>被災地への防災行政無線の持ち込み</p> <p><u>孤立防止対策用衛星電話の活用</u></p> <p>九州総合通信局や移動通信事業者等との連携</p> <p>（略）</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保</p> <p>総合調整室情報収集班及び通信・輸送部通信班は、県庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。</p> <p>第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>（略）</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制</p> <p>（1）災害情報・被害情報の収集体制の確立</p>	<p>総合調整班（地域防災調整官）</p> <p>（略）</p> <p>10 九州旅客鉄道（株）大分支社災害対策本部</p> <p>（1）設置の基準 <u>災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。</u></p> <p>（2）組織</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 本部長 （支社長） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 班長 （各課長等） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 班員 </div> </div> <p>（3）設置場所 <u>九州旅客鉄道（株）大分支社内</u></p> <p>第3節 通信連絡手段の確保</p> <p>（略）</p> <p>県本庁内の通信連絡手段の確保</p> <p>（略）</p> <p>防災関係機関の保有する通信機能の確認＜<u>総務班</u>、通信・輸送部通信班＞</p> <p>（略）</p> <p>被災地における通信連絡手段の確保</p> <p>被災地への防災行政無線の持ち込み＜<u>総務班</u>＞</p> <p>九州総合通信局や移動通信事業者等との連携＜通信・輸送部通信班＞</p> <p>（略）</p> <p>2 県における通信連絡手段の確保</p> <p><u>総務班及び総合調整室情報収集班</u>、通信・輸送部通信班は、県庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。</p> <p>第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p>（略）</p> <p>3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制</p> <p>（1）災害情報・被害情報の収集体制の確立</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>又 その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>防災モニターからの投稿などSNS</u>を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p> <p>第6節 市町村への支援 (略) 支援体制強化の必要があると判断された場合 市町村への支援体制の強化 被災地に持ち込んだ防災行政無線の相互利用体制の確立 < <u>通信・輸送部通信班</u> ></p> <p>(略)</p> <p>2 市町村への支援体制の強化 1で支援が必要と判断された場合、総合調整室を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。</p> <p>第8節 防災ヘリコプターの運用の確立 (略)</p> <p>9 大規模災害時のヘリコプターの運用調整 大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、大分県災害対策本部（以下、この節で「本部」という。）にヘリコプター運用調整所を設置し、ヘリコプターの効率的な運用及び安全運航の確保のための調整を行う。この場合、別に定めるヘリコプター運用調整所活動要領に基づき、関係機関が連携し、対応するものとする。 また、当該地域を飛行するヘリコプターの安全な運航を確保するため、特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要がある場合は、局地情</p>	<p>(略)</p> <p>又 その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNS を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。</p> <p>第6節 市町村への支援 (略) 支援体制強化の必要があると判断された場合 市町村への支援体制の強化 被災地に持ち込んだ防災行政無線の相互利用体制の確立 < <u>総務班</u> ></p> <p>(略)</p> <p>2 市町村への支援体制の強化 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>第8節 防災ヘリコプターの運用の確立 (略)</p> <p>9 大規模災害時のヘリコプターの運用調整 大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、大分県災害対策本部（以下、この節で「本部」という。）にヘリコプター運用調整所を設置し、ヘリコプターの効率的な運用及び安全運航の確保のための調整を行う。この場合、別に定めるヘリコプター運用調整所活動要領に基づき、関係機関が連携し、対応するものとする。 また、当該地域を飛行するヘリコプターの安全な運航を確保するため、特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要がある場合は、<u>局地情報提供所の開設を検討するほか、必要に応じて、国土交通省に対し、無人航</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>報提供所の開設を検討する。 局地情報提供所を開設したときは、速やかに関係機関等に連絡するとともに、関係協力団体に対しても情報提供し、当該エリアの安全運航に関する協力を求めるものとする。 その他、安全運航の確保に関する具体的な対応は、「大分県ヘリコプター安全運航確保計画」によるものとする。</p> <p>第15節 交通確保・輸送対策 (略) 5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 (略) (2) 道路(緊急輸送道路)の応急復旧 (略) (新設)</p>	<p><u>空機(ドローン等)の飛行を禁じる緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</u> 局地情報提供所を開設したときは、速やかに関係機関等に連絡するとともに、関係協力団体に対しても情報提供し、当該エリアの安全運航に関する協力を求めるものとする。<u>緊急用務空域が指定されたときは、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u> その他、安全運航の確保に関する具体的な対応は、「大分県ヘリコプター安全運航確保計画」によるものとする。</p> <p>第15節 交通確保・輸送対策 (略) 5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 (略) (2) 道路(緊急輸送道路)の応急復旧 (略) <u>(3) 災害時における交通マネジメント</u> <u>(イ)九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント(1)及び交通システムマネジメント(2)からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会(以下、「検討会」という。)」を設置する。</u> <u>(ロ)県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u> <u>(ハ)検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u> <u>(ニ)検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>(3) 輸送手段等の確保 (略)</p> <p>6 海上輸送体制 (略)</p> <p>(2) 港湾、漁港の応急復旧 (略)</p> <p>二 漂流物集積場所の確保 管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した漂流物の集積場所を確保する。</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動 (略)</p> <p>5 避難所の運営管理 (略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調整・輸送に関し情報共有を図る。 市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配布について、運営管</p>	<p>1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</p> <p>2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組</p> <p>(4) 輸送手段等の確保 (略)</p> <p>6 海上輸送体制 (略)</p> <p>(2) 港湾、漁港の応急復旧 (略)</p> <p>二 障害物集積場所の確保 管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した障害物の集積場所を確保する。</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動 (略)</p> <p>5 避難所の運営管理 (略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

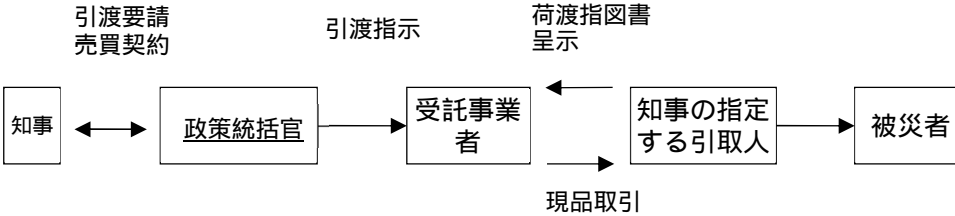
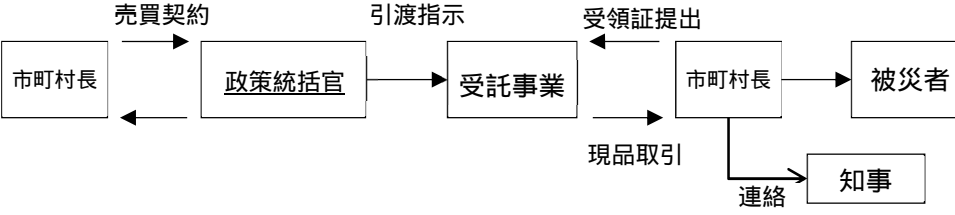
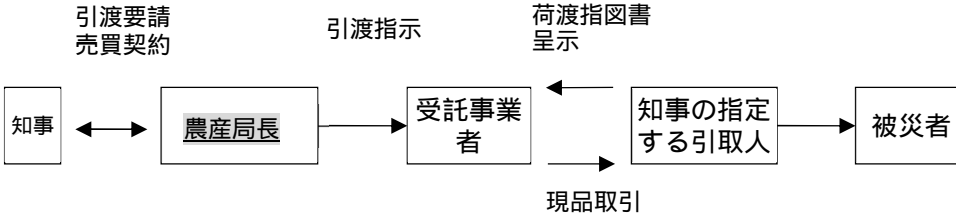
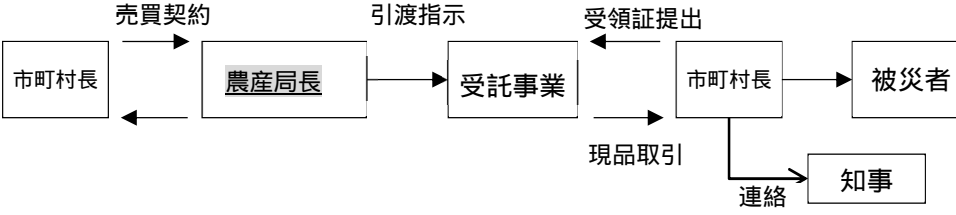
第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。</p> <p>また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム(DCAI)を派遣する。</p> <p>第3節 食料供給</p> <p>(略)</p> <p>〔食料の供給が必要となった場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕</p> <p>(略)</p> <p>農林水産省政策統括官</p> <p>(略)</p> <p>2 食料供給活動の流れ</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県における食料供給の実施</p> <p>(略)</p> <p>□ 食料の供給等</p> <p>食料の供給は、支援物資部の指示の下で行う。</p> <p>(イ) 政府所有米穀の緊急引渡し</p> <p>農林水産省政策統括官あてに要請する。</p> <p>(略)</p> <p>3 政府所有米穀の緊急引渡し</p> <p>(1) 市町村の手続</p> <p>(略)</p>	<p>受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。</p> <p>また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム(DWAI)を派遣する。</p> <p>第3節 食料供給</p> <p>(略)</p> <p>〔食料の供給が必要となった場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕</p> <p>(略)</p> <p>農林水産省農産局長</p> <p>(略)</p> <p>2 食料供給の流れ</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県における食料供給の実施</p> <p>(略)</p> <p>□ 食料の供給等</p> <p>食料の供給は、支援物資部の指示の下で行う。</p> <p>(イ) 政府所有米穀の緊急引渡し</p> <p>農林水産省農産局長あてに要請する。</p> <p>(略)</p> <p>3 政府所有米穀の緊急引渡し</p> <p>(1) 市町村の手続</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>□ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し 交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市町村長が政策統括官に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により政策統括官へ要請書を送付する。</p> <p>（略）</p> <p>（3）応急供給系統図 イ 知事に対する応急食糧の直接売却</p>  <pre> graph LR PrefecturalPolicyCoordinator[政策統括官] <--> Prefecture[知事] PrefecturalPolicyCoordinator -- 引渡指示 --> Contractor[受託事業者] Contractor -- 荷渡指図書呈示 --> DesignatedPerson[知事の指定する引取人] DesignatedPerson -- 現品取引 --> DisasterArea[被災者] </pre> <p>□ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡</p>  <pre> graph LR LocalGov[市町村長] -- 売買契約 --> PrefecturalPolicyCoordinator[政策統括官] PrefecturalPolicyCoordinator -- 引渡指示 --> Contractor[受託事業者] Contractor -- 受領証提出 --> LocalGov LocalGov -- 現品取引 --> DisasterArea[被災者] LocalGov -- 連絡 --> Prefecture[知事] </pre> <p>第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬 （略）</p>	<p>□ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し 交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市町村長が農産局長に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により農産局長へ要請書を送付する。</p> <p>（略）</p> <p>（3）応急供給系統図 イ 知事に対する応急食糧の直接売却</p>  <pre> graph LR AgriculturalProductDirector[農産局長] <--> Prefecture[知事] AgriculturalProductDirector -- 引渡指示 --> Contractor[受託事業者] Contractor -- 荷渡指図書呈示 --> DesignatedPerson[知事の指定する引取人] DesignatedPerson -- 現品取引 --> DisasterArea[被災者] </pre> <p>□ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡</p>  <pre> graph LR LocalGov[市町村長] -- 売買契約 --> AgriculturalProductDirector[農産局長] AgriculturalProductDirector -- 引渡指示 --> Contractor[受託事業者] Contractor -- 受領証提出 --> LocalGov LocalGov -- 現品取引 --> DisasterArea[被災者] LocalGov -- 連絡 --> Prefecture[知事] </pre> <p>第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬 （略）</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>2 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理を行ったのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。</p> <p>(略)</p> <p>5 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(1) 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 埋葬に関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。</p> <p>(略)</p> <p>5 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(1) 行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 埋葬に関する情報の集約・広報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表 県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日伺定）」に基づいて行うものとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前	改正後								
<p>第1章 災害復旧・復興の基本方針 (略)</p> <p>また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害に強い県土づくりを進めていくこととする。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。</p> <p>第2章 公共土木施設等の災害復旧 (略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第1節 経済・生活面の支援 1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）</p>	<p>第1章 災害復旧・復興の基本方針 (略)</p> <p>また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害に強い県土づくりを進めていくこととする。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。<u>また、産学官が連携し、先端技術の導入等より、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。</u></p> <p>加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>第2章 公共土木施設等の災害復旧 (略)</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。</p> <p><u>また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第1節 経済・生活面の支援 1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の種類</th> <th>給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援の内容</td> <td>1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。</td> </tr> </tbody> </table>	支援の種類	給付	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の種類</th> <th>給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援の内容</td> <td>1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。</td> </tr> </tbody> </table>	支援の種類	給付	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。
支援の種類	給付								
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。								
支援の種類	給付								
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。								

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前		改正後	
	2 支給額 生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内		2 支給額 生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方、 <u>外国人登録がある方</u>)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)
対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害	対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害
問合せ先	市町村	問合せ先	市町村
1 - 2 災害弔慰金(大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等)		1 - 2 災害弔慰金(大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等)	
支援の種類	給付	支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前		改正後	
	その他の者が死亡した場合: 1 2 5 万円を超えない範囲内		その他の者が死亡した場合: 1 2 5 万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。	対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。
対象となる災害	県内で発生した 1 - 1 以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2 被害が発生した市町村で震度 4 以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき等	対象となる災害	県内で発生した 1 - 1 以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2 被害が発生した市町村で震度 4 以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき等
問合せ先	市町村	問合せ先	市町村

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>第4章 海上災害対策 第3節 海上災害応急対策 (略) 2 活動体制の確立 (略) (3) 県の活動体制 イ 主管部局 (略) 流出油等の拡散防止と除去が主となる災害の場合 港湾区域の災害の場合は土木建築部港湾課が、漁港区域の災害の場合は農林水産部漁業管理課が主管する。なお、港湾区域、漁港区域以外の地点での災害の場合、両部の協議により主管を決定する。</p> <p>第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 第3節 放射性物質事故応急対策 (略) 3 災害の拡大防止 (略) (2) 県、市町村、消防機関のとるべき措置 県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。 (略) 6 避難誘導 (略) (新設)</p> <p>第8章 危険物等災害対策</p>	<p>第4章 海上災害対策 第3節 海上災害応急対策 (略) 2 活動体制の確立 (略) (3) 県の活動体制 イ 主管部局 (略) 流出油等の拡散防止と除去が主となる災害の場合 港湾区域の災害の場合は土木建築部港湾課が、漁港区域の災害の場合は農林水産部漁業管理課及び漁港漁村整備課が主管する。なお、港湾区域、漁港区域以外の地点での災害の場合、両部の協議により主管を決定する。</p> <p>第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 第3節 放射性物質事故応急対策 (略) 3 災害の拡大防止 (略) (2) 県、市町村、消防機関のとるべき措置 県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、環境放射線モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。 (略) 6 避難誘導 (略) 7 防災業務関係者の安全確保 放射性物質事故に従事した防災業務関係者が属する組織は、当該職員の被ばく線量を適切に把握し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。</p> <p>第8章 危険物等災害対策</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>第3節 危険物等災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>3 災害の拡大防止</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県、市町村、消防機関等のとるべき措置</p> <p>県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への技術者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止および除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県および市町村のとるべき措置</p> <p>県および市町村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等に必要措置を講ずるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 危険物等災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>3 災害の拡大防止</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県、市町村、消防機関等のとるべき措置</p> <p>県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への技術者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止および除去、環境放射線モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県および市町村のとるべき措置</p> <p>県および市町村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境放射線モニタリング、危険物等の処理等に必要措置を講ずるものとする。</p>